

2023年3月20日

各 位

会社名 株式会社メタップス  
代表者名 代表取締役社長 山崎 祐一郎  
(コード番号：6172 東証グロース)  
問合せ先 管理本部長 原 大輔  
(TEL. 03-5962-6450)

### 臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年5月中旬に臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催する場合に必要な基準日の設定について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 本臨時株主総会の基準日等について

当社は、本臨時株主総会を開催する場合に備え、2023年4月6日（木）を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

基準日 2023年4月6日（木）  
公告日 2023年3月22日（水）  
公告方法 電子公告（当社のホームページに掲載いたします。）  
当社ホームページ：<https://metaps.com/ja/>

#### 2. 本臨時株主総会の開催及び付議議案について

当社が2023年2月13日に公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、株式会社O d e s s a 12（以下「公開買付者」といいます。）は、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）、2019年1月15日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第14回新株予約権（以下「第14回新株予約権」といいます。）、2019年10月11日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第15回新株予約権（以下「第15回新株予約権」といい、第14回新株予約権及び第15回新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といいます。）及び2019年10月11日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、当社株式及び本新株予約権と併せて「当社株券等」と総称します。）の全て（但し、本新株予約権及び本新株予約権付社債の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式を除きます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立したものの、当社株券等の全てを取得できなかった場合には、当社株式、本新株予約権及び本新株予約権付社債の全て（但し、公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）の取得を目的とした一連の手続を実施することを予定しているとのことです。

具体的には、公開買付者は、①本公開買付けの成立後、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、当社の株主（公開買付者及び当社を除きます。）の全員（以下「売渡株主」といいます。）に対し、その所有する当社株式の全部を売り渡すことを請求（以下「株式売渡請求」といいます。）するとともに、併せて、本新株予約権の所有者（公開買付者を除きます。）の全員（以下「売渡新株予約権者」といいます。）に対し、その所有する本新株予約権の全部を売り渡すことを請求（以下「新株予約権売渡請求」といいます。）し、本新株予約権付社債権者の所有者（公開買付者を除きます。）の全員（以下「売渡新株予約権付社債権者」といいます。）に対し、その所有する本新株予約権付社債の全部を売り渡すことを請求（以下「新株予約権付社債売渡請求」といい、株式売渡請求及び新株予約権売渡請求と併せて「株式等売渡請求」と総称します。）する予定とのことです。他方で、②本公開買付けの成立後、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後、会社法第180条に基づき当社株式の併合（以下「株式併合」といいます。）を行うこと及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会を開催することを当社に要請する予定とのことです。

上記②記載の場合には公開買付者から臨時株主総会の開催の要請がされる予定であることから、当社は、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することといたしました。なお、本臨時株主総会の開催日程及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

他方、本公開買付けが成立しない場合、又は本公開買付けの成立により、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が株式等売渡請求を行う場合には、当社は、本臨時株主総会を開催せず、本臨時株主総会に係る基準日についても利用しない予定です。

以 上